

身体的拘束最小化のための指針

半羽胃腸病院

作成日 2025年6月1日

身体的拘束最小化のための指針

半羽胃腸病院

身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものです。当院では、患者の人権を尊重し尊厳を守るため、身体的拘束を安易に正当化することなく、医療に係るすべての職員が、その身体的・精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

やむを得ず身体的拘束、その他の行動制限を行う場合は、漫然と継続することなく、必要最低限、必要最小期間にとどめるよう努めます。

1. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止する。

身体的拘束とは、一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) 身体的拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為 (例)

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、つなぎ服を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3) 身体的拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

- ① 自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト

* 肢体不自由や体幹機能障害があり、残存機能を活かすことができるよう安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなす

- ② 整形外科疾患の治療であるシーネ固定など
- ③ 身体的拘束等をせずに患者を転倒や離院のリスクから守る事故防止対策としての離床センサーの使用

* 行動の制限や抑制を目的とするものではなく、患者の行動をいち早く把握し、患者のニーズを満たすケアにつなげるためのものである

4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件を全て満たす場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性：身体的拘束その他の行動制限が必要最低限の期間であること

身体的拘束を行う場合は、当院の「身体拘束マニュアル」に準ずる。

2. 身体的拘束最小化のための体制

身体的拘束最小化を目的として身体的拘束最小化チーム(以下「チーム」という)を設置する。

1) チームの構成員

院長、看護師長、透析部長、薬剤師、理学療法士、事務員、医療安全管理者、病棟看護師身体拘束廃止促進担当者

2) チームの役割

- ① 身体拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に周知徹底する
- ② 緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合の検討を行う
- ③ 身体拘束を実施した場合の最少化に向けた医療・ケアの検討を行う（1回 / 月）
- ④ 本指針及び身体拘束マニュアルを定期的に見直し、職員に周知して活用する
- ⑤ 身体的拘束最小化のための研修を年1回以上行う

この指針の閲覧について

当院での身体的拘束最小化のための指針は、全ての従業員が閲覧可能にするほか、患者及び家族の求めに応じていつでも院内にて閲覧できるようにします。

附 則

本指針は 2025年6月1日（令和7年6月1日）から施行する。

身体的拘束適正化検討委員会